

第十二回 参議院水産委員会會議録第十号

昭和二十六年十一月二十四日(土曜日) 午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君

委員 千田 正君

委員 秋山俊一郎君

委員 玉柳 實君

委員 櫻内 義雄君

衆議院議員

田口長治郎君

川村善八郎君

政府委員

水産庁次長 山本 豊君

事務局側

常任委員 岡 警信君

会専門員 林 達磨君

常任委員

水産庁漁政部長 高橋清三郎君

水産庁第二課長

水産庁生産 林 真治君

部漁港課長

本日の會議に付した事件

○水産資源保護法案(衆議院提出)

○漁港法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員

会を開会いたします。

水産資源保護法案を議題に供しま

す。この前の委員会におきまして提案

者のほうから詳細なる御説明を申し

第十部 水産委員会會議録第十号

昭和二十六年十一月二十四日【参議院】

たが、なおこれについて御質問があり
ましたらお願いします。先ず逐条審議
をいたします。第一条から第三条の総
則、これに対して御質問がありましたら
らお願いいたします。……これは総則
でありますから、御質問もないよう
でありますから、第二章に移しまして、第
四條に對して御質問がありましたらお
願いたします。

○秋山俊一郎君 この水産資源保護法
というものは、非常にまあ水産法規と
しては広汎なものです。これと現在
の漁業法との関係はどういうことにな
るか、大体の面は漁業法に譲つてある
はずなんです。それをこれに取入れ
て、漁業法の一部だけの改正のよう
な点がおしまいに加つておりました
が、これで漁業法とは全然分離する
ような恰好になるのでしょうか、提案
者にお尋ねいたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) 大体漁
業法は漁業権を中心とした法令に体系
づけ、それから資源培養、資源に関す
る問題はすべてこの法案のほうにま
めましたのでございますが、従つて水
産の基本法であります漁業法、それか
ら資源保護法が水産法のような二大
法規になる、こういうような観点から
二つは完全に分離をいたしまして、漁
業法の中に少くとも資源に関する条項
のあるものはすべてこつちのほうに持
つて参りましたようなわけでありま
す。それから資源枯渇防止法も単独で
も利用ができませんけれども、体系上資源
保護法のほうに全部吸収合併した、こ

ういうような形になつておりますか
ら、この法規制定によりまして漁業法
で改正すべきものは、すべてこの附
則のほうに列記してあるあの点だけを
改正いたしますと尽きると、こういう
ふうにして仕組んであるものであります。

○委員長(木下辰雄君) 秋山君にちよ
つと申上げますが、今の第一節は、こ
れは水産資源枯渇防止法をつくりでこ
ざいます。

○政府委員(山本豊君) 今のお尋ねの
点は、大体田口議員からお話がありま
したが、少しく具体的に申しますと、
第一が水産資源枯渇防止法、これは全
部廃止であります。全面的に本法案の
中に取入れてあるはずであります。た
だ漁獲限度というふうなものを多少追
加して、こちらの法律の中に入つてお
るわけでありまして、それから第二の今
御質問になりました漁業法との関係で
あります。これは具体的に申しますと
と漁業法の第六十五條の一項中にこれ
を分けまして、一号、二号、三号、こ
れは重複の恰好になるわけです。

○秋山俊一郎君 何条ですか。

○政府委員(山本豊君) 六十五條で
す。漁業法をお持ちですか、これは六
十五條一項の一号、二号、三号、この
規定は、本法にも必要でありますけれ
ども、漁業法の側にもやはり当分必要
であるかと思つてあります。そこ
で、この二つだけはダブつて両方の法
律にあるわけでありまして、従つて漁業
法のほうにも一応残してあるわけであ
ります。併しこれは適當な機会に廃止

してもよくはないかと思つてありま
すが、ただ、漁業法の現在の関係から
言つてもこれは必要なのであります。

そこで一号、二号、三号だけは重複し
て規定をしております。それから五
号、六号、七号、これは全部こちらへ持
つて来ております。従つて漁業法のほう
から落ちて来るわけでありまして、それ
からその次に、漁業法の六十八條であ
ります。六十八條、それから六十九
條、七十條、七十一條、これはもつぱ
ら漁業上の保護といひますか、そうい
う関係の規定でありますので、この四
つは全部削除して、そして本法
案の中に規定しております。六十八
條、六十九條、七十條、七十一條、こ
の四つだけを本法のほうに全部持つて
来ております。だから結局、六十五條
の一号から三号だけがまあ重複規定と
いうことになつておりました。大体に
おいて本法の狙つておる関係の条項は
全部こちらのほうへおさめた、こうい
うことになるわけでありまして、

○秋山俊一郎君 ついで二、三日前に改
正を議決しました六十六條の二という
やつがありますね、小型底びきその他
のあれは、これとの関係は、これに入
つてもいいのじやないかと思つてです
か、どうなんですか。

○政府委員(山本豊君) 六十六條の
二……

○秋山俊一郎君 つい最近、二、三日
前に上げたやつです。

○政府委員(山本豊君) 小型底びきの
やつですか。

○秋山俊一郎君 ええ。

○政府委員(山本豊君) これもあの性
質の上から言へば、こちらへ入るよう
な関係になるかも知れませんが、た
だ、これは例えはこつちのほうにだけ
規定し放しということであつては、こ
れは基本の漁業権のいろ／＼な問題と
も関連の非常に深い規定でありますの
で、或いはこれは重複規定というふう
な式のものになるのではないかと思
つてあります。従つて、この法案の提
出の関係も時期的にいろ／＼前後しま
した関係で、一応これは現在の漁業法
で参りまして、なおそのほかの規定、
例えは先ほど申しましたような六十五
條関係の規定におきまして、或いは
その他の規定においても、或る段階に
達しますれば、両方の関係は、やはり
整理按配をする必要があるのだからと
思つてあります。そういう機会に、
又一括して扱ひの問題として処理して
はどうかというふうには、私としては考
へるのではありません。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、
漁業法と今度の資源保護法の両建とな
つております場合に、まだ私はこれを
詳細に検討してないのではありません
が、例えは漁船の整理について、或い
は漁場の制限について食糧を生ずる
ような場合がありませんか。

○政府委員(山本豊君) 大体において
ないだろうと思つてあります。こ
れも併し十分検討を要すると思いま
す。

○秋山俊一郎君 この問題は非常に重

大な問題だと私は思うのです。大体に
おいてないだろうと思ふこと
では、問題の起つた場合に我々の責任
もあることでありますから、この漁業
法というものと、これと両建になると
いうことについて、この点はこれでき
めるのだ、こういう場合にはこちらで
きめるのだということをはつきりいた
しておきませんと、いやしくも法律を
制定する場合に、その点があいまいで
私は困ると思うのであります。特に
最近これはできたのであつて、これは
両方で進んで来たのですが、勿論検討
はされてると思ひますが、その点実
際にこれを作られたかたが、果してそ
ういふことを念頭においてやつておら
れたかどうかということですね、これ
はよほど研究しておきませんと、これ
はどつちで処理するのかということに
なつて、殊に漁場の整理のような場合
には問題を起す場合がないとも限らな
いと思ひるのであります。

○委員長(木下辰雄君) それでは第四
条を議題に供します。四條で御質問が
ありましたらどうぞ……。第一節は水
産資源枯渇防止法そのまゝのようであ
ります。十分審議を尽くしたと思ひま
す。第四條、第五條、第六條、第七條、
第八條、第九條、第十條、それから第
十一條、第十二條、第十三條までは、こ
れは枯渇防止法をそのままこへ載せ
てあるように思ひます。

○秋山俊一郎君 それでは逐条審議に
入つて下さい。その際出て来たときに
又伺ひますから。
○委員長(木下辰雄君) それでは第四
條を議題に供します。四條で御質問が
ありましたらどうぞ……。第一節は水
産資源枯渇防止法そのまゝのようであ
ります。十分審議を尽くしたと思ひま
す。第四條、第五條、第六條、第七條、
第八條、第九條、第十條、それから第
十一條、第十二條、第十三條までは、こ
れは枯渇防止法をそのままこへ載せ
てあるように思ひます。

○委員長(木下辰雄君) それでは第四
條を議題に供します。四條で御質問が
ありましたらどうぞ……。第一節は水
産資源枯渇防止法そのまゝのようであ
ります。十分審議を尽くしたと思ひま
す。第四條、第五條、第六條、第七條、
第八條、第九條、第十條、それから第
十一條、第十二條、第十三條までは、こ
れは枯渇防止法をそのままこへ載せ
てあるように思ひます。

○委員長(木下辰雄君) それでは第四
條を議題に供します。四條で御質問が
ありましたらどうぞ……。第一節は水
産資源枯渇防止法そのまゝのようであ
ります。十分審議を尽くしたと思ひま
す。第四條、第五條、第六條、第七條、
第八條、第九條、第十條、それから第
十一條、第十二條、第十三條までは、こ
れは枯渇防止法をそのままこへ載せ
てあるように思ひます。

○千田正君 告示の期間は今の第一節
にはないようであります、告示の期
間は定めなくてもいいのですか。その
辺はどういうふうにお考えですか。例
えばここに一つの例をいたしまして
は、第十條の第五項に「前項の告示を
したときは、当該漁業に係る許可は、
その有効期間にかかわらず、その指定
された期日に取り消され、又は操業区
域の変更があつたものとする。」とい
うことになつてゐるとすると、「この
をやつてゐるものはその告示がいつ出
ているか、何日前のものかわからない
わけなんだが、それに対しては勿論あ
らに相償の規定がありまするけれど
も、でき得れば告示期間の予定を盡か
れたほうがいいのではないかと思ひま
す、その点御意見はありますん
か。これはもう、例えば今日なら今
日、もうすでに告示があつたものとし
て取消されてもしようがないというこ
とになつておきますね。第十條の第一
項第四号「各漁業者の経済が当該漁業
に依存する程度」といふのが掲げられ
ておりますが、そのうちの第五であり
ますか……。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
て、本条文のようにいたしましたよう
な次第でございます。
○千田正君 實際の場合において、
それで十分にこの法文の効力を生かし
て行けるというならばそれで結構と
思ひます。ただ一応法文の解釈上、何
か便法に対する法的な規定はあつて欲
しいという点から私は質問したのであ
ります、それで今水産庁にお伺ひし
ます。これで十分にまあ弾力性を持つ
た意味を含んで、そうトランプルがな
い、こういうふうに断言せられればそ
れで結構でございます。

それら、漁業法の六十八條、六十九條、七十條と同様の条文でございませう。それから第八條は漁業法の七十三條と同様でございませう。第九條以下は水産資源枯渇防止法をとりて規定してございませう。第九條は資源枯渇防止法の二條と同様でございませう。第十條は第三條と同様でございませう。多少内容的に字句の違つておる点はございませうが、ほぼ同様でございませう。第十一條は同じく枯渇防止法の第四條と同様でございませう。第十二條は第五條と同様でございませう。第十三條の漁獲限度、これは新しく資源枯渇防止法の規定以外に付け加えられた条文でありませう。今度新しく入つた条文でありませう。第二節の保護水面の、十四條から十九條までは全部新しく出て来た規定でありませう。それから第三節の二十條、二十一條、これは新規に入つた規定でありませう。二十二條は漁業法の七十一條を削除してこちらに移した条文でありませう。漁業法の七十一條の内容を説明しまして、二十二條から二十四條まで三カ條に分けて規定してありませう。二十五條は新規に入つて来た規定でございませう。三十六條は漁業法の七十三條をそのまま持つて来たのでありませう。それから第四節の二十七條、二十八條、これは新規に規定されませう。

次に第三章の第二十九條は資源枯渇防止法の第六條の規定をそのまま持つて移りました。第三十條は同じく資源枯渇防止法の第七條をそのまま移してありませう。

それから第四章の第三十一條以下第四十一條まで、これは幾分関連する事項はありますが、全部新規に入つた規定でございませう。

定でございませう。以上。

○委員長(木下辰雄君) 只今の御説明によりまして、すでに審議した漁業法及び資源枯渇防止法の規定が大分入つておるようでありませうが、審議の都合上新らしく入つた条文について審議したいと思ひますが、如何でございませう。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは第一條はこれは目的でありませうからいいといたしまして、次に新しい條項は第十三條でありませう。これを……

○秋山俊一郎君 今新規のものについての御審議ということでありませうが、新規と古いとの関連がありませうので、必ずしも新規のものだけでいいということはどうかと思ひませうから、その点は一つ御斟酌願ひませう。

○委員長(木下辰雄君) 新規の箇条を説明する場合に関連事項に及んで頂いて如何でしよう。

○秋山俊一郎君 私はこの資源保護法で「保護増養」という言葉を使つてありますが、又中には漁業法では「漁業調整」といつたような言葉を使つておるのである。これは「保護増養」といふことには「漁業調整」といふ言葉の中にも含まれておるものだと考へておるが、その点は如何でございませうか。

○政府委員(山本豊君) 直接には片方は主として増養を言つておるのでありませう。片方は漁業の調整を指しておるのでありますが、併し広義に解する場合にはこの「保護増養」もいわゆる漁業法の「調整」の中に含まれると思ひませう。

○委員長(木下辰雄君) 大体消極と積極の意味じやないですか。

○秋山俊一郎君 そういふふうに考へませう。そういったら、第九條、第九條の第三項「農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ」といふ文句がございませう。最近改正いたしました漁業法第六十六條の二によりまして四項に「主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、関係都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ」といふ文句がございませう。これは衆議院の修正意見として「関係都道府県知事」といふ言葉が入つておる。これはこの保護法にこの保護増養のためのときには、関係都道府県の知事は聞かなくてもよろしいという事なんですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この資源保護法による定数の問題は、すべて農林大臣の許可をする漁業に限つてでありませう。それから小型その他のものは農林大臣と都道府県知事の許可するもの、それから現在におきましては全然許可のないもの、言い換へますと、都道府県に直接に關係のある漁業の定数の問題でありませうから、これは農林大臣の許可漁業にのみ限つておる。ここに都道府県を入れないうりませうから、ここは都道府県だけ聞くようにしておるのでありませう。

○秋山俊一郎君 そういたしましたら、この保護法は農林大臣の許可する漁業についてのみ保護法を適用するのである。知事或いは許可漁業でないところの漁業その他についてはどういふこ

とになる。それはもう保護をしなくてもいい、こういうことになるのでしようか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この定数の問題だけは農林大臣の許可した漁業にのみ適用するのでございませう。この定数外の問題につきましては、いろいろその他の問題につきましても本法を適用することになつておるのでございませう。

○秋山俊一郎君 定数と申しませう、この六十六條の二によつて許可する枠がきまりまして、そうしてその枠内において知事が許可するということになる分があるわけですが、これはその枠をきめるときに都道府県知事の意見を聞く、それと中央漁業調整審議会の意見を聞くということになつておつて、農林大臣の指定するものは農林大臣だけが許可するから、都道府県知事の意見を聞かなくてもいい。こういうことになるのでしようか。

○委員長(木下辰雄君) これは私からちよつと申し上げますが、第九條は指定漁業だけを規定してある、こういうのでありませうから、指定漁業に對する中央漁業調整審議会の意見だけを聞いたらいよいよ意味じやありませんか。指定漁業と省令の規定による農林大臣の許可を要する漁業、この二つを限定してあるようでありませう。

○秋山俊一郎君 次に第十二條、この許可の取消を受けるという、これも全部こつた取り消すとかせんとかいりませう、知事の許可には全然及ばないで、今第九條に挙げた指定漁業及び省令によつて定める漁業のみについて、補償金を交付する取消をする、

○委員長(木下辰雄君) お説のような感じはいたすのでありませうが、ただ御承知のように小型の場合と以西底びきの場合と、乗組員の点については、數の問題でなくして質の問題におきましては、同様であると思ひませう。従つて水産庁といつたしましても、乗組員等についても或る程度の予算措置を講じたいといふふうに努力したのでありませうが、現在のところそれが認められない。こういう状況になつておるのでありませう。将来の問題としましては、それらの点も十分考へて見たいと思つておるのでありませう。従つて現状におきましては小型底びきの場合には、これは別途補助金という観念をと

○秋山俊一郎君 これは本法とは多少関連はしておるが、直接の關係はないかと思ひませうけれども、この間も十二條によつて補償金を出すような場合があるが、そのときには補償金ではない、補助金といふ意味であつたと思ひませう。従業員に對する、或いは乗組員に對する補償といふものは、全然見込まれていなかったということについて、実は本委員会でも問題を起こしてゐるわけなんです。個々のこつたこつた場合には、同じ資源保護をするといふ意味において、政治をする場合に、その名称の如何を問はず、こつちには補償金を出した場合には、乗組員にもやらなければならぬ、片一方には行かないといふ場合には、水産当局にお尋ねしますが、ちよつと矛盾するよ

うな感じがいたしませんか。

○政府委員(山本豊君) お説のような感じはいたすのでありませうが、ただ御承知のように小型の場合と以西底びきの場合と、乗組員の点については、數の問題でなくして質の問題におきましては、同様であると思ひませう。従つて水産庁といつたしましても、乗組員等についても或る程度の予算措置を講じたいといふふうに努力したのでありませうが、現在のところそれが認められない。こういう状況になつておるのでありませう。将来の問題としましては、それらの点も十分考へて見たいと思つておるのでありませう。従つて現状におきましては小型底びきの場合には、これは別途補助金という観念をと

つておるのであります。これは強との関係もございまして、補償金とはつきり言わずに、補助金という意味にいたしまして、補助金の交付規則というふうなものを別途作りまして、それによつて運用して参りたい。併しこの使用に分けてしまつたから、その政治的な意味において乗組員、つまり小型に対する乗組員については政府は援助は要らんのかというお尋ねに対しては、我々としてしまつてはなお、やはりこれと同じに考へて行きたいと思つておるのであります。併し現状では一応それらに対する予算は認められておらないのであります。それから法制的にはそういう事情もございまして、一応區別して扱つて参りたいと思つておられます。

○玉柳實君 先ほど説明して頂いたことに関連して、ちよつと抽象的なことをお尋ねしたいと思つておられますが、よろしくございませう。

○委員長(木下辰雄君) どうぞ。

○玉柳實君 先ほどの御説明によりまして新規の条文がどれ／＼であるかというところがはつきりしたわけですが、この新規の条項を貫く狙いと申しますが、目的と言いますか、従いましてこの既存の法律を改廃して新たに水産資源保護法を制定しなきやならぬ、これが根本の理由だということももう少しわかりやすく簡単でよろしくございませうが、御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 御承知の通り漁業法でも或る程度の資源培養に関するやり方ができる条文があるようございませうけれども、御承知の通りいずれも非常にほんやりした規定ばかりでございまして、強いて実行いた

しますという、あとに疑問が残る。後味が悪い、こういうような条文が大部分でございませうから、実際にできようであるけれども実行しない、こういうふうな場合が非常に多かつたのでございませうから、その点をはつきりいたしまして、少くとも資源培養に必要な、実行しなければならぬと、こういう問題については後味を悪くしないで実行できるようなふうにはつきり条文を明記いたしましたのでございませう。その点が一つと、それから第二に、これから先、この問題に触れる場合におきましては、どうしても既存の漁業に触れなければならぬ、既存の漁業に触れるといたしますと国家の補償がなければ実際にはできないのでございまして、この法案によりましてかかる場合の国家補償を固に義務付けると、こういうような意味が一つあるのではありません。それから第三は、他産業に対する水産資源の保護と、この問題が現在の漁業法だけでは十分でないと思つてございまして、この点を非常に強化をいたしましたのが第三でございませう。それから第四に、この保護水面の設置、これは稚魚の発育、或いは種苗の設定と、こういうような資源を培養する上におきまして非常に重要な問題が漁業法だけではどうしてもできなかつたのでございませう。この法律によつてこういうことがはつきりできるようになります。第五点は日本の全漁業者に資源培養の思想を打ち込めよう、こういうふうな意味におきましてこの第十三条の限度をきめて、そうして勧告する。実際にはそれじや勧告を守らなかつたならばどうなるかというふうな問題もありませんけれども、主として資

源に関する観念を漁業者に持つてもらう。そういうことによつてこの国際信用を回復しよう、こういうような点が大体この法案の大きな狙いでございませう。さう御承知を願ひます。

○千田正君 今のお話で玉柳委員の御質問にお答えになつておられるのですが、その中で新規に出た保護水面という問題は、或いは愚問に類するかも知れませんが、一応伺つて置きたいと思つたのは、これは勿論常識的には日本の領海を意味するわけでありませうな

○衆議院議員(田口長治郎君) そういうつもりでおります。

○千田正君 なぜ私がこういう質問をするかという、日本の海域或いは領域に棲んでおられない動物にまで日本政府が或る場合にはいわゆる水産資源枯渇防止法を作つておられるので、誠に腹肉の敷に堪えないのでありますが、それで保護水面という問題については、厳格な意味から言えば、日本の領海のことと私は考へておるのでありますが、この資源枯渇防止をする際において、あつた他の国に生存する海獣、動物がこの日本の領海内に侵入して来て、魚族の枯渇するやうな方法をとつた場合においては、日本はどういう方法をとるかというやうなことは、これには全然規定しなくてもよろしいのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) そういう問題につきましては全然予測をしておりませぬ。

○千田正君 勿論この法案は、今や国際漁業条約の一つの大きな問題として現われて来ている現状においては、この点こういう法案を作らなければならぬ、同時に又、そういう点も十分一

つ考へておく必要があると思つて聞いたのですが、保護水面というものは領海三マイルを限定したというふうな承知してよろしいのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 領海三マイルという限定はありませんが、少くとも領地主義の意味と属人主義という、そういうやうな観念もありませんか、本當の沿岸ではございませうけれども、領海三マイルに限る、こういう考へでもないわけではございませぬ。

○千田正君 そうしますと、今国際漁業条約の三國間の問題になつておられる、カナダ、或いはアメリカ側が主張しているやうな沿岸におけるところの三マイルというところは問題にせずとも、その国の沿岸に棲息するいわゆる魚族或いは水産植物等に対してまでもこれを適用するということの意味でありますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 属人主義から領海外の保護水面というやうな設定の仕方になりますと、日本人だけが拘束されて、誰か外国人でそこにいる者があればその外国人を拘束することはできない条文になつておるやうに御承知願ひます。

○委員長(木下辰雄君) ほかに質問はありませんか。第十三条及び第十四条、十五条までお願ひします。

○秋山俊一郎君 保護水面は農林大臣は都道府県知事の申請に基いてやるということになつておるのであります。これは都道府県知事の申請がなければ、農林大臣だけがこれは保護水面にするという必要を認めて、知事が申請しなければ規定することはできないことになつておるわけですか。

○衆議院議員(川村善八郎君) 四項にありません。

○秋山俊一郎君 わかりました。

○千田正君 私、又繰返して言うようでありませうが、この保護水面の問題については非常にクロスする面が起きて来るのは、恐らく北海道の水面が今後においてソ連領に限定されるやうな場合においても非常に接触する面が出て来ますが、そういう場合においても、これは飽くまで国内法としてこの問題は堅持して行こう、こういうわけでありませう。その点も一つはつきりと書いたほうがよいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) この保護水面を設定する目的が「水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動物の種苗が發生するのに適している水面」、こういうやうなことになつておりますから、クロスする水面ということとはちよつと予想がつかないわけではございませうけれども、若し国際的に非常に複雑になる海面でございませうれば、保護水面を設定する際により研究をして、そういう支障がないようにしなければならぬと思つてございませう。

に河川等において始終問題を起して来たのでありまして、特に最近では国家が総合開発というような意味において河川の大きな工事を始めるといふような事柄も現に起りつつありますし、更に又、今後とも起るのであります。そういう水面について保護水面を設定するということは非常に困難な事情が出て来ると思つて、従つて農林大臣が単独でこれをきめることはなかなか容易でないと思つてあります。例えば水力電気の問題であるとか、或いは河川工事の問題であるとか、或いは干拓事業、埋立等についても非常に問題が起り、水産から見ると非常に保護しなければならぬ水面であるけれども、その他の事情からそういうものは抹殺せざるを得ないという場合がしばしば出て来て、常にそういう場合に水産業者が犠牲になるような傾向があるのではありませんが、そういう点について水産当局は、この保護水面を設定するという場合に、勿論関係内において協議するのであります。勿論関係内において協議するのであります。勿論関係内において協議するのであります。

○政府委員(山本豊君) これはやつて見なければ何とも申上げかねるのであります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。

○政府委員(山本豊君) 「公共の用に供しない」というのは、水利であるとか、特に灌漑などの場合には、これは「公共の用に供する」といふように思ふので、そういうふうな何の意もない水面、そういう意味合であります。

○政府委員(山本豊君) これは河川法、港灣法にもいろいろ、こういうふうな用語がございまして、従つてこれは法律用語として通用しておる言葉であります。具体的な問題においても大体判断がつくのではないかと思つておる。

○政府委員(山本豊君) これは河川法の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのが、水産資源を保護するということ、その場所において水産動植物の販売や所持に関する制限を設けること、禁止したりしなければならぬものかどうかという点に、私は疑問を感じておる。併し、それが差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) これはやつて見なければ何とも申上げかねるのであります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。併し従来お説のようにそういう点が多分にあつたと思つてあります。

○政府委員(山本豊君) これは河川法、港灣法にもいろいろ、こういうふうな用語がございまして、従つてこれは法律用語として通用しておる言葉であります。具体的な問題においても大体判断がつくのではないかと思つておる。

○政府委員(山本豊君) これは河川法の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのが、水産資源を保護するということ、その場所において水産動植物の販売や所持に関する制限を設けること、禁止したりしなければならぬものかどうかという点に、私は疑問を感じておる。併し、それが差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) 現在差當つて早急に、この条文を活用するといふはつきりした具体的な目標は別に持つておらないのであります。併しながらこういう方向において魚族の保護を図るということは当然でありますので、この規定を設けました。将来これをいろいろ考へて参りたいと思つておる。特に「さんま」等につきましては現在取締規則等もございまして、現に漁獲数量等も今年度から一応抑えてやつておりますが、そういう例もございまして、今後又そのほかの適用についても必要を生じて来るのではないかと思つておる。

○政府委員(山本豊君) これは河川法の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのが、水産資源を保護するということ、その場所において水産動植物の販売や所持に関する制限を設けること、禁止したりしなければならぬものかどうかという点に、私は疑問を感じておる。併し、それが差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) これは河川法、港灣法にもいろいろ、こういうふうな用語がございまして、従つてこれは法律用語として通用しておる言葉であります。具体的な問題においても大体判断がつくのではないかと思つておる。

○政府委員(山本豊君) これは河川法の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのが、水産資源を保護するということ、その場所において水産動植物の販売や所持に関する制限を設けること、禁止したりしなければならぬものかどうかという点に、私は疑問を感じておる。併し、それが差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) 現在差當つて早急に、この条文を活用するといふはつきりした具体的な目標は別に持つておらないのであります。併しながらこういう方向において魚族の保護を図るということは当然でありますので、この規定を設けました。将来これをいろいろ考へて参りたいと思つておる。特に「さんま」等につきましては現在取締規則等もございまして、現に漁獲数量等も今年度から一応抑えてやつておりますが、そういう例もございまして、今後又そのほかの適用についても必要を生じて来るのではないかと思つておる。

○政府委員(山本豊君) これは河川法の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのが、水産資源を保護するということ、その場所において水産動植物の販売や所持に関する制限を設けること、禁止したりしなければならぬものかどうかという点に、私は疑問を感じておる。併し、それが差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) これは河川法、港灣法にもいろいろ、こういうふうな用語がございまして、従つてこれは法律用語として通用しておる言葉であります。具体的な問題においても大体判断がつくのではないかと思つておる。

す。併し結局これは具体的な問題になりまして、今のお話のように「さげ」

「ます」、或いはそのほかに内水面におきましては鮎たかというふうなものであります。これは考えられると思うのであります。それから又浅海におきましては、

浅海増殖をいらく／＼やつておられるのであります。これは「あさり」蛤等の苗圃、こ

ういふものが設定になります。そのういふものが保護だとかいうものが、具

体的な問題として起ると思うのであります。併しこの法律の狙つておられます

のは、例えば只今の規定によるのであります。例えは只今の規定によるのであ

りますが、毒物を流してはならぬといふ点につきましては、これは全然新ら

しい規定ではございませんが、これはまあ全魚族に及ぶ問題であります。ただ我々の考えといたしましては、実

源枯渇防止法にいたしました。又漁業法においても、この法律においても同じようなことが出て来ているのであ

りますが、例えば水質の汚濁の問題は、長い間農林省はやつきになつてこ

れを制定しようとしたのであります。又これに対する処置を苦心したのであります。殆んどこれは効果が無い。ということ

は水産業の持つて居るウエートといひますか、なんか他の事柄に對して低

いといつたような意味合い等もありまして、実際には非常にむずかしい問題

であり、又その毒物の影響が果してどれだけであるかという判定も非常に困

難であつて、従来非常なる難問題になつて居るのであります。こういう法律ができたから、それが打開される

という点も安易に考えられぬと思つて居る。従つて場合によつては、こ

ういふ法律があるために却つて自縛自縛になるような虞れがないとも限らな

いので、私は先ほどこの自信のほどを伺つたのであります。河川の問題或

いは浅海に対する問題は非常にむずかしい問題でありまして、十八條に掲げ

てある保護水面の区域において云々、こういうようなことも實際の問題とし

ては非常にむずかしい問題だと思つて居る。それでこれは我々水産関係の者は無論

非常に結構な法律であり、是非これを貫かなければならぬと思つて居る。他

の方面におきまして、我々が単にここでこの法律を制定することに協賛を

与へ、本会議で通りまして、この実施という問題が非常にむずかしいもの

のであります。従つてこういう法律を作るためには、当局或いは提案者は、

他の関係、例えば建設省であるとか、或いは農林関係であるとか、こういう

ような方面とはどういふ連絡をとつて来られておられますか、お伺いしたい

と思つて居る。○衆議院議員(山口長治郎君) ほかの省と折衝したかどうかという問題で

ございます。これは折衝しております。それから、この法律を制定すれば漁

業者を保護するという観点から考えま

すといふと、少くとも漁業者の保護にはなると思つて居るのであります。例

えば保護水面を設定した後におきまして、埋立だとか或いは浚渫だとかい

うような、そういう問題がその水面内

で起りますと、非常に大きな発言権を持つて来るといふような意味にお

きまして、漁業者の保護にはなると思

えるのでございます。ただ併し只今秋山君からお話がありましたように、従

来とも、仕事のウエートの関係と思

つて居る。たかく押され気味であるとい

ふ点は争われない事実でありまして、その点は立法その他で裏書をして一

つ農林省を強くする、こういうような必要があると思つて居るのであります。実

際においてはとかく押され気味だ、その点だけは私も平素非常に遺憾に考

へて居ります。○秋山俊一郎君 この保護水面を設定

するとか、或いはこの法律に盛り込ま

れる内容を実施するために今後起つて

来る問題でありまして、全然何にもない

ところを指定するのじやなくて、今後

今まで使用されているところを保護水

面として指定する、或いは水質の汚濁

に関する規定を適用するといふこと

になつて来るわけでありまして、そ

う問題は相当むずかしい問題であり

まして、この法律を制定してこれができ

上つた、そしてその問題にぶつか

つたときに非常に関係当局の争いが激

化するといふ事実はいろいろな面に現

れる。例えばこの前に漁港法ができた

ところによつて、この争いが非常に

激化したといつたようなこともある

のであります。私はこういう法律を農

林省関係単独で作つて通したとい

ふ問題が残ることを恐れるものであ

りますが、と言つて私はこの法律案に

反対するものじやない。勿論是非とも

作らなければならぬ法律であると思

ふべきです。それで実を言へば、もう

し関係筋のしつかりした連絡を

しておいて、この法律を通すならば

問題の或いはスムーズであると思

います。併し、實際問題として

かつた場合に相当実施上困難がある

のじやないかと思つて居る。従つて

今からでも一つ、法律が通つて

くても、審議中でもないですが、こ

う面が或る程度関係方面に、関係

方面に申しますのは国内的の問題

でありまして、或る程度の工作を

しておくことがこの法律を生かす

ために非常に結構じやないか。何

にも知らんうちにこんなものが

できておつて、俺たちは承服でき

ない。法律だから承服できないとい

ふことは言へない。法律だから承

服できないといふことは言へない

けれども、実施の面において先

ほど申しましたような問題が起つ

て来る。法律のあるなしにか

かわらず……。法律が全然な

らなければ問題にならないかも知

れませんが、漁港法においてき

められておつた場合に、漁港法に

おつた場合にも非常にむずかしい

問題が起つて来た。それは要す

るに水産の立場が弱いと申します

か、従来いつも犠牲ばかり強いら

れて来たのであつて、この法律が

できたからと言つて直ちに浮

ぶるとも考えられない。そこで

実施の面において強く打出

すような工作が相当必要では

ないかと思つて居る。併しそれ

を持つて行つたらこの法律を

制定するに又難關があつて

思つて居る。併しそれができな

い。併しそれができなければ

私ども意見になつて今述べる

のはおかしですが、そういう

面は一つ今からでも相当強

く手を打つことを私は希望

いたします。○委員(木下辰雄君)

ちよつと申上げますが、国会

議員がこの議案を提案して

国会全体がこれを可とするなら

ば、これに対して政府はこれを

実施しなければならぬとい

ふ義務があります。従つて

今から、実施の場合においては

農林大臣は強く主張して

いいと私は思つて居ります。

○千田正君 ただこの法律

の実行に當つて、只今秋山

委員の考へておられると同

様なことなんですが、例

えば河川の災害復旧のよう

な場合において、河川の

河口が変更されるような

場合、「さげ」「ます」

等の保護区域であつたとい

ふような場合におきま

しても、この法律のほう

が先行になつて、その

河川工事に対しては

停止又は変更を命ず

ることができない

だけの強い法律にな

るかどうか。この

点はどういふように考

へておられますか。○政府委員(山本

重君) それは現在十

八條の規定によりまして一

応農林大臣

の許可を得なければならぬといふふう
に縛つてありますので、形の上からは
可能だと思つてあります。併し先ほ
ど秋山委員からのお話もありまして、
実際問題としてはこれは関係大臣の対
立の問題にもなりますので、私たち
重要な問題になると思つてあります。

○千田正君 ですから私の聞くのは、
この法律は例えは建設のほうより先行
するか、優先順位の問題としてこの法
律はどつちが一体強くなるかといふこ
とについての実行関係についての意見
を聞きたいと思つてあります。

○政府委員(山本豊君) これはまあど
ちらも法律に基いて所管大臣の権限を
明示してあるのでありますから、どち
らが先行するかという点はこれは法律
の上では対等であると思つてあります。
併し実際問題として思つては従来
もそうでありましたように、大体従来
の例をとりますと、河川のほうはもう
相当な日数を費してはつきりした計画
ができちやつて、それから形だけ農林
大臣に相談があるというのが従来例
であつたと思つてあります。併し
今度の法律でどういふふうになつてお
りますから少くとも相当日を置いて、
或いは我々の希望としては計画がはつ
きりまだ固まらぬうちに相談しなけれ
ばならぬ。そのとき一つ十分相談をい
たしましてこちらの主張も或る程度運
ぶようにしたいと思つてあります。

○玉柳實君 私も秋山、千田両委員と
同じような危惧の念を持つといふこと
だけを表明しておきたいと思つてあり
ます。先ほど提案者の御説明により
まして関係各省と協議をしておらな

いという御回答であつたのでありま
す。それで何らか他省所管でこの法律
に關係のありそうな河川法なり、或い
は建設關係の法律の運用面においてス
ムースに行くように十分研究し尽され
ておるかどうかにつきまして、若干の
危惧の念を持つのであります。私自身
まだそれらの法律との關係を研究し
おりませんのでまだよくわかりません
けれども、例えは河川などでも直轄河川
である場合と然らざる場合とにおきま
して、この保護水面の指定なり、管理
なり、或いは工事の施行なり、変更な
りにおきまして、この条文の体裁上変
化はないのかどうか、念のために伺つ
ておきたいと思つてあります。

○衆議院議員(田口長治郎君) 先ほど
から各省との連絡その他のことが非常
に問題になつておるようでございます
が、提案者側といたしましては先ほど
委員長からお話がありましたように、
少くとも自由党といたしましては政務
調査会或いは総務会を通じておりま
して、いろいろな關係の人も協議を
しておるのでございます。それと衆議
院、或いは参議院でこの法律を通しま
すれば少くともこの法律が政府を通し
すると、こういうふうな考えもありま
して、いろいろ水産問題と他産業との
關係で問題が起りました際におきま
して、先ほど山本次長からお話があり
ましたように協議をいたします際は、こ
ちらに對等の資格がないために好意的
に打合せをする、相談をする、こうい
うふうな状態で折衝しておつたのでご
ざいます。この法律が制定されま
すといふと、こちらも對等の地位におき
ましていろいろの問題が折衝できるの
みならず、この法律があるがためにあ

らかじめ農林省と折衝しなければなら
ない、こういうふうな建前になるので
ございまして、少くとも現在よりも
一歩前進だ、こういうふうなふうにな
るのでございまして、この点は私
はそういうふうな観点で本案を制定し
たのでございまして、その点御了承
を願いたいと思つてあります。いろいろ各官
庁とあらかじめ相談するといふこと
なりまして、これはなか／＼些細なこ
とで話がまとまりません。どうしても
政治的に考へておしる高所から法律を
作つてしまふ、こういうふうなことが
近道ではないか、こういうふうなふう
にも考へられるのでございまして、先
ほどからのいろいろな話至極御尤もで
ございまして、おしる作つてしまつた
ほうから早いのではないか、こういう
ふうな考へておるのでございまして、
承するものであります。問題は実施
の問題になつて来るのであつて、例え
ばこの最初にあります第四条第四項の
「水産動物植物に有害な物の遺棄又は漏
せつその他水産動物植物に有害な水質の
汚濁に関する制限又は禁止」、こいつ
たようなことも今後省令によつて定め
られるものであつて、この拘束を定め
得るといふ農林大臣の権限はできま
しても、省令によつてこれがどうい
うに定められますか。或いは又十八條
の政令の定めるところにより云々とあ
ります。建設大臣が行うところの事
項に對して農林大臣の許可を受けると
いふようなことはあり得ないだらうと
思つてあります。知事の許可を受けよう
なこともないだらうと思つて、併しこ
う問題は電氣の問題においても起つて
来る、水利権の問題等が起つて来ま

て、この間うち水利権はどこに権限
を持つておるかといつたようなこと
論争があつたのであります。併しこ
う問題にぶつかりまして、実施上には
非常にむずかしい問題があるのでは、
省令或いは政令で定めるところによる。
これは結局問題が起つて来ると思
つて、これは法律だけではどうにもなら
ない。そこで私は前以て或る程度の工
作をしておかなければ、実施のときに
これは死物になる虞れがありはしない
か。幾分前進はするにいたしまして
も、従来と余り変らないことになつて
来るのではないか。もう少しこれを作
つた以上は強力でこれが実施されるよ
うにどうしてもやつて行かなければな
らない、そういう意味で私は申上げて
おるわけでありまして、
○委員長(木下辰雄君) ほかにござい
ませんければ第二十条、第二十一条に
移ります。

○秋山俊一君 このふ化放流は委任
事項として都道府県知事に委任するこ
とができるようでありまして、実際に
おいて農林大臣が直接行つていよう
なことがありませんか。

○政府委員(山本豊君) 北海道にお
いては直管をやつております。そのほか
においてはまだ府県に大体委任してや
つております。

○秋山俊一君 そうしますと、大体
現状においておくと、まあ必
要があれば農林大臣が直接やることも
あると思つてありますが、現在府県知事がや
つておるものを農林大臣が直管として
やるというふうな箇所が相当見込まれ
ておりますか。

○政府委員(山本豊君) まあ漸進的に
行くつもりでありますので、すぐに
直管をやるといふところは内地ではま
あ今のところ予想していませんのであり
ます。

○委員長(木下辰雄君) ありませんけ
れば第二十五条に移ります。……あり
ませんければ第二十七条に移ります。
第二十七條、二十八條……あります
んければ第四章補助、第三十一条以下
全部を議題に供します。別に御質問ご
ざいせんか。

○玉柳實君 第三十二条の水産資源保
護指導官並びに指導吏員の設置はどの
程度の人員を配置すべくお考えになつ
ておりますか。又予算化は若し
本法が今国会で通りますれば、今国会
の補正予算に或いは見えておるの
か。或いは明年度から考慮しておられ
ますのかどうか伺います。

○政府委員(山本豊君) 現在の關係
の予算におきましては、御承知のよう
に直接には沖合とか或いは遠洋の取締
船、こういうもの、いわゆるこれに乗
船してあります吏員が若干名あるわけ
であります。併し將來の問題として
は、これを更に拡充することと同
時に、まあ將來の問題として内
水面等につきましても何らかの
ふうな人員を府県に設置するといふ
ことも我々としては理想としては考へて
おるのであります。これは一筆にも参
りませんので、大体二十七年の予算
の総額におきましては、取締關係の従
来の予算等もございまして、大体十
億程度を一切合切含めて一応計上し
ておるのでございまして。

○玉柳實君 これはそうしますと、単
なる補職なのですか。

○政府委員(山本豊君) そうです。

○玉柳實君 わかりました。

○秋山俊一郎君 第三十三条の「漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。」、こういうことがありますが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(山本豊君) これは協同組合等を以ちまして、例えばいわゆる魚を盗まれるとか、或いはそういうふうな面がある場合におきまして、組合にこの保護の責任をとつてもらふ、まあみんな共同管理というふうな意味合いでやる場合もあるかと思ふのであります。そのほかまあこれは積極面におきましてはいろ／＼とあろうと思ひますが、消極面においては先ほど申し上げましたような、そういうことも一つの方法ではないかと考えておるわけでありませぬ。

○秋山俊一郎君 そういふ組合に対して何か政府から費用の交付というふうなことを考えておるのであるか。

○政府委員(山本豊君) これはお説のように我々考えたいと思つておるのであります。併し現在のところまだ予算的には具体化しておりませぬ。

○秋山俊一郎君 若しそうであるとするならば、これに何かそういう意向を諷つた面がありますか。単にただ協力を求めるということだけだつたら法律に規定しなくても、そんなことはいいと思ふのですが、ここに協力を求めることができるという以上は、これに対して何らかの裏付けがなければ、ただ書かなくてもいいと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(山本豊君) 秋山委員の申されますように、規定しなくてもできるのではないかと御意見、御尤もだと思つておりますが、ただこういうふうな規定を先にしておきまして、予算面で、先ほど私が申しましたようなものを具体化する一つの手掛りにしたい、逆な行き方になるのであります。そういう意味もございまして、できれば一つこういう規定をおいておいて頂きたいと思つておるわけでありませぬ。

○秋山俊一郎君 そういふことなら、ついでに、ここに、そういう場合には費用を国が負担するとか何とかいうことを付け加えたらどうですか。そうしておけばそれが出て来るので、すぐ予算措置ができるが、それがなければ予算とからみ合つて来てできないので……。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて……。

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて……。ほかにございませぬか。……ほかにございませぬければ質問は終了したと認めて御異議ございませぬか。

○秋山俊一郎君 ちよつと待つて下さい。少し戻りますけれども、第四条において、いろ／＼な規則を定めることができるということがあります。それが、これに規定しなくてもいいのでございませぬ。例えば制定するときには、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬ。併しそれが改正するときには、何らかの条文には多くは改定するときには聞かなければならぬというふうなことが、変えるときには聞かなければならぬといつた規定もあるぐらゐですが、この点はどうでしよう。全部、定めるときばかり書いてあつて、これを改めるときの規定が何にもない。

○政府委員(山本豊君) 厳格に申し上げますと、秋山委員の申される通りになるかと思つておりますが、併しこの設定することができるといふ以上は、無論変更もできるわけでありませぬ。従つて又、変更の場合でも内容の重要なものにつきましては、つまり設定の場合と同様に手順は踏んで行つていんじやないか、又踏んで参るべきだと考へるのであります。従つて運用面では、さしたる支障はないのではないかと、特に断わらなくてもいいのではないかと、特にならぬ気持でこのようになつております。

○秋山俊一郎君 それは運用の面で、そういうふうなやればよろしいが、併し意見を聞かないでやつても違法でないといふことになるのでございませぬ。

○政府委員(山本豊君) そうです。併し法文とする場合は、そういうときはかりは意見を聞くけれども、変るときには聞かない、聞かなくてもいいといふことですね。

○政府委員(山本豊君) この中央漁業調整審議会というものの扱ひ方だと思ふのであります。設定の際に諮つておきますれば、変更、これも非常に根本的な場合は当然、行政庁も必要を感じるわけであるわけでありませぬ。それは一つの民主的、或いは聞かない場合には非民主的になるといわれませぬが、実際問題としてはそこまで四角四面にやつておかないでいいのではないかと、こういう気持がするのです。

○秋山俊一郎君 運用の面において、局が、しかとよような意見を持つて、必ず制定当時と同じよ様な処置をとるといふことを明言できますか。

○政府委員(山本豊君) 明言できません、いたしません。

○秋山俊一郎君 そういふことであるならば、私は今後何らかの機会において、それを付け加える必要があると思つておるのです。今これを直ちに修正とか何とかいふことは、まだ関係もありませんが、他の法文にはあるのです。それが、この法文だけそれを除くということでは、実際から言つても私はおかしと思つておるのです。後日の機会においてその意思を持つておられるならば、今後はこれを制定するときに審議会の意見を聞いたものは、これを廃止するとか、或いは改めるという場合にも必ず意見を聞くというように、運用の面ではやつて頂く。他日の機会においてそういう条件をどこかに盛るといふことが私は必要だと思つておるのです。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませぬか。

○櫻内義雄君 第三十二条の水産資源保護指導官又は水産資源保護指導員、これと、それから第三十八条の取締の規定がございませぬ。「犯人が所存し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具は、没収することができる。」と、この取締は、この三十二条の指導官、指導吏員にこの取締の権限があるのですか。

○政府委員(山本豊君) あるわけではあります。議事進行について、本日上げる予定ですか、それとも継続する予定ですか。

○委員長(木下辰雄君) つつと継続して、質問を打切れば討論に移ります。ほかにございませぬか。

○秋山俊一郎君 ちよつと待つて下さい。いろ／＼な法律に關係しておるから……。

○櫻内義雄君 この法律の実施に際して、政府職員は相当増加を要するので、それと、それとも現在の人員のうちで、配置転換か何かでやるのですか。

○政府委員(山本豊君) この、広汎な内容を持つておるものであります。併し實際問題としておるには在来やつて来ている仕事が一挙にそう殖えるわけではないのであります。従ひまして特にならぬために人員を殖やすということは考へていないのであります。併し尤も、今問題になつておる小型の關係、或いは沖合の關係、これらの取締に當る人員は若干増員を要求しておる次第であります。これはまあさういふ状況でございませぬから、予算の上で認められるかどうかかわからないのであります。併し、それによつて善処して行きたい、かように考えております。

○櫻内義雄君 この四十条の二号に、第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」といふものに対しての罰則ですね。これは六カ月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料のいずれかによつて取締るものと思つておるのですが、この届出の問題で広汎な罰則規定といふものをここに置いておくと、余り行き過ぎが起きやしないかと思つておるのですが、その点はどうでしようか。

○政府委員(山本豊君) これは二十七条だけの問題じやございませぬが、特

に、この法律に關係しておるから……。

に、この法律に關係しておるから……。

に、この法律に關係しておるから……。

に、この法律に關係しておるから……。

に、この法律に關係しておるから……。

に二十七条のこの届出の内容は、二十七条に規定がございしますが、これらは併しこの届出がうやむやになるというようなことになりません、はつきりいたさないのではありません、やはり規定としてはまあ六月以下の懲役、或いは又罰金、拘留ですか、この程度にしておきまして、實際罪状によりまして、或いはそれが本当に善意であつたというふうな場合はおのずからこの科する場合に然るべく情状は酌量されることにならうと思ひますから、この程度で或いは弊害はないじやないかと思ふのであります。

○櫻内義雄君 その次の三の「第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」も、これはちよつと罰則規定が少しどうも重いような気がするのですが、そういうことはいはないでしようか。

○政府委員(山本豊君) 四十条の三号は三十条の規定によるものでありまして、これは農林大臣、或いは府県知事がこの二十九条の調査を行うため必要があると認めたとときにこれに対して報告させる、これはいつも単なる簡単な報告でなくして、相当に資源調査上いろいろな措置を講ずる基礎をなすために必要と感じた場合に命ずる報告でありますので、やはりこれも権威を持たす意味から、この程度の中へ入れて置かないと……實際問題としてその当該者は、先ほども述べた言つておりますように、全然悪意がないとかというふうな場合には、これは勿論然るべく又情状酌量できるわけでありまして、少くともいろいろな措置をなす基礎の調査でございまして、而も大臣或いは知事が特に必要と認められた場合に限るわけでありまして、その調査の権威を保持する意味においても、この程度のことはむしろあつたほうがいいのじやないかと思ひます。

○櫻内義雄君 調査、届出報告、それらの範囲の程度のものとしては相当の罰則が強いように私は感ずるのであります。只今の次長のお話のようであれば結構であります、これはどうぞ希望としては行き過ぎにならないよう是非お願いしておきます。

○秋山俊一郎君 第二十四条について第二十四条の第七項に「第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、一云々となつて、末尾は「農林大臣は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならぬ。」という規定に於いて、この場合に第四項の規定による申請者も供託金を供託しなければならぬのじやないかと思ふのですが、それはなさんでもいいのですか、農林大臣だけが供託しなければならぬのであつて、申請者は供託しなくてもいいのですか。

○政府委員(山本豊君) 農林大臣が供託するわけでありまして、併し申請人から農林大臣がそれを取つてせうして供託することになる。

○秋山俊一郎君 農林大臣が補償金を取るということになるのですか。

○政府委員(山本豊君) 第四項の場合には申請によつてやるわけでありまして、その申請人が内部の関係になるものであります、補償金に相当するものを出すわけでありまして、それを大臣の名前で供託してやる、こういうことになると思ひます。

○秋山俊一郎君 それから附則の問題ですが、附則の第四項に、調整委員の五人を十人に増すとつておられます。これは百十三条に、学識経験ある者五人といふものが十人になるわけで、五人増えるわけであります、この新らしく増える委員の任期はどういうふうになりますか。新しく五人というものが殖えて来るのですが、その任期が前の人との関係でちよつと短くなるのか。若しならないとすれば、何か規定がなければいけないはずですが、やはりこれは二年なら二年の任期になつていると、五人は二年あるが、前の人はもう何カ月しかないといつたような場合……。

○政府委員(山本豊君) この中央漁業調整審議会の委員の任期は二年になつておりました、それが準用になつていられるわけでありまして、従つても特別断りがないければ、切り替はれる人もやはり二年の一応任期があることになつていられると思ひます。或いはその末尾を揃えるといふような問題もあるかと思ひますが、一応法律の解釈上はさういふことと思ひます。

○秋山俊一郎君 これは内閣総理大臣がきめるのでありますから、必ずしも選挙によらないのだから、任期は違つていてもいいのであります、それは意識してなのですか。落ちていたのですか。

○政府委員(山本豊君) この補欠委員の場合に、前任者の残任期間存在するという規定があるわけでありまして、それとは違ひますし、また二年間新らしく発生する、こういうことになると思ひます。

○秋山俊一郎君 勿論そうなるこの法文では、それは選挙や何かによるのではないから違つていてもいいということですか。

○政府委員(山本豊君) そのつもりでおきます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございせんか。

○玉柳實君 第十条の規定は現行の水産資源枯渇防止法の第三条をそのまま受けた規定のようでございますが、従つて法律的にも疑問のないものとして施行されているわけでございますが、若干の疑問は、すでに政府において許可を与えたものにつきまして、許可を受けたものの責任において、政府が一方的と申しまして、勿論水産資源の保護といつたような理由はあるわけでありまして、併し併しすので許可を与えたものについて、その既得権を侵害して取消すというふうなことが受当であるかどうかという疑問がないでもないと思ふのですが、かような場合、主としてその経過的な規定を設けて、許可を受けた者の保護を適当に考慮して行くというのが例になつておられるわけでありまして、併し併しかように許可を受けておられる者に対して本人の責任でなくして、既得権を侵害して許可を取消すというふうなことは穩当であるかどうか、以上の点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(山本豊君) この十条の規定、いわゆる既得権を持つておられるものを取消しするといふことは法律上疑義があるのじやないかというお尋ねであります、我々もその点につきましては、この資源枯渇防止法自体を制定する際にも、法務府その他も十分いろいろと検討をされて見たのであります。その結果、別に憲法違反とか、そういう問題ではないといふことで、こういうふうになつたのであります、御承知のようにこれは本人の承諾は一応要しないのでありますけれども、この十条の規定にもございまして、いろいろの各事情を十分勘案いたしましてきめるわけでありまして、而も又、かようにいたしましたけれども、なお取消されるものになつて見れば不承々でございまして、そこでいよいよ補償の規定を置いたのであります。十一條にございまして、そこでこの補償をする、こういうふうな補償があるからというわけでもございませぬけれども、これらの規定もいよいよゆる財産権を國が一つの公益的の目的のために必要を感じて取消す。従つて國はそれに対して補償しなければならぬ、その補償の規定と両々相待つてかような措置自体が必ずしも違反であるとか、何とかいふ問題ではなくなるのではないか、かように考へておられるのであります。併しこの扱ひにつきましては在来やつて参つたのであります、できるだけ慎重に、親切にやつて来たつもりであります。

○玉柳實君 只今の点であります、國家が補償するから既得権を侵害していいという理窟にはならないことは当然であります、ただ若し漁業に無期限に許可しておられるものでございすれば、最近のような漁獲によつて資源が枯渇することを防止して、いろいろ漁業永遠の振興を図るといふような大局的な目的から、既得権でも構わないうい、制限を加へるといふことは、或いは公共の利益に合致するといふふう

○秋山俊一郎君 秋山俊一郎君、それから附則の問題ですが、附則の第四項に、調整委員の五人を十人に増すとつておられます。これは百十三条に、学識経験ある者五人といふものが十人になるわけで、五人増えるわけであります、この新らしく増える委員の任期はどういうふうになりますか。新しく五人というものが殖えて来るのですが、その任期が前の人との関係でちよつと短くなるのか。若しならないとすれば、何か規定がなければいけないはずですが、やはりこれは二年なら二年の任期になつていると、五人は二年あるが、前の人はもう何カ月しかないといつたような場合……。

○政府委員(山本豊君) この中央漁業調整審議会の委員の任期は二年になつておりました、それが準用になつていられるわけでありまして、従つても特別断りがないければ、切り替はれる人もやはり二年の一応任期があることになつていられると思ひます。或いはその末尾を揃えるといふような問題もあるかと思ひますが、一応法律の解釈上はさういふことと思ひます。

○秋山俊一郎君 これは内閣総理大臣がきめるのでありますから、必ずしも選挙によらないのだから、任期は違つていてもいいのであります、それは意識してなのですか。落ちていたのですか。

○政府委員(山本豊君) この補欠委員の場合に、前任者の残任期間存在するという規定があるわけでありまして、それとは違ひますし、また二年間新らしく発生する、こういうことになると思ひます。

○秋山俊一郎君 勿論そうなるこの法文では、それは選挙や何かによるのではないから違つていてもいいということですか。

○政府委員(山本豊君) そのつもりでおきます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございせんか。

○玉柳實君 第十条の規定は現行の水産資源枯渇防止法の第三条をそのまま受けた規定のようでございますが、従つて法律的にも疑問のないものとして施行されているわけでございますが、若干の疑問は、すでに政府において許可を与えたものにつきまして、許可を受けたものの責任において、政府が一方的と申しまして、勿論水産資源の保護といつたような理由はあるわけでありまして、併し併しすので許可を与えたものについて、その既得権を侵害して取消すというふうなことが受当であるかどうかという疑問がないでもないと思ふのですが、かような場合、主としてその経過的な規定を設けて、許可を受けた者の保護を適当に考慮して行くというのが例になつておられるわけでありまして、併し併しかように許可を受けておられる者に対して本人の責任でなくして、既得権を侵害して許可を取消すというふうなことは穩当であるかどうか、以上の点を承わりたいと思ひます。

考えられるのでありますけれども、漁業の許可に大体私は期限を附してあるのではないだろうかと思つてあります。従つて或る期間たてば権利は消滅して行くことになると思つてあります。而も又、許可を與へます際に、それを許可するか、違反していかいかと合致して考慮して、然る後に許可を與へると思つてあります。それを後方から政府が別の理由を担ぎ出して、これは公共の利益に反するからというので、取消するという事は、やはり既得権を尊重するゆゑんではないかという疑義が残るのではないかと、私は思つてあります。もうすでに現行法にもなつておるわけでありまして、他の多くの議員も違反はなしとして御承認になつたことかと思つてあります。これ以上申上げるのも如何かと思つてあります。將來立法せられる場合において相当地は考慮せられるべき問題ではないかと思つてあります。意見だけを申上げます。

○委員長(木下辰雄君) 何かございせんのですか。……ございせんければ御質問は終了したと認めて御異議ございせんか。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つてあります。それでは本案の討論に移ります。賛成のかたはつきり賛成、反対のかたはつきり反対とお述べ願ひたいと思つてあります。

○秋山俊一郎君 この水産資源保護法の制定につきましては、提案者各位が熱心に長い間研究されまして、日本の水産業について最も重要な、又必要な問題を盛り込んで、漁業法と共に重

要な法律として今後実施されて行くことと存じます。勿論この法案に對して私は賛成をするものであります。ただ今朝來質疑を交しますうちに、内容的には何ら問題となる点はないにいたしましたが、法文の上においてな多寡の手を入れる必要のある点が二、三あるかに存じます。この点につきましては、今後の機会を以て、これを是正するような手段を請じて頂きたいと思つてあります。もう一つは、先ほど來私が述べましたように、これに盛り込まれております条文は、すでに長い間実施されております漁業法のうちにも幾多ある問題であります。又資源枯渇防止法のうちにも盛り込まれるものをこちらにまとめたに過ぎないものも多々あるのであります。問題はこの規定されております重要事項の実施如何ということにあるのであります。過去において法文がありながら実施されなかつた。ここに法文ができたから実施されるということにはなかなかならない。従つてかような独立した保護法というものを制定いたしましたからには、この法の趣旨に則りまして、従来の水産の絶えず弱い地位に置かれておつたことを、この法律制定を契機といたしまして、強力に推進いたしまして、この法律の内容を活かして行くように、御当局の一段の努力を要望するものであります。この二点を要望いたしまして本案に賛成いたします。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見ございせんか。

○玉柳實君 私も只今の秋山委員の発言と同様な希望を申述べまして、原案に賛成いたします。

○委員(木下辰雄君) 次に漁港法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案は極めて簡単な法案であります。大体港灣法の改正に合致するように漁港法の一部を改正されております。これに對して御質問があつたらお願いいたします。この法案は總括的には川村議員から、逐条的には林漁港課長からこの前の委員会に詳細に御説明がありました。

○櫻内義雄君 ちよつと次長さんにお尋ねしたいのですが、この案の説明の、理由というところに、「北海道の漁業の発展を図るため北海道における

○委員(木下辰雄君) 討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つてあります。それでは採決に入ります。本法案に賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員(木下辰雄君) 全会一致と認められます。よつて本案は原案通り可決されました。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つてあります。それでは本院規則によりまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
千田 正 櫻内 義雄
秋山俊一郎 玉柳 實

○委員(木下辰雄君) 漁港法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案は極めて簡単な法案であります。大体港灣法の改正に合致するように漁港法の一部を改正されております。これに對して御質問があつたらお願いいたします。この法案は總括的には川村議員から、逐条的には林漁港課長からこの前の委員会に詳細に御説明がありました。

○櫻内義雄君 ちよつと次長さんにお尋ねしたいのですが、この案の説明の、理由というところに、「北海道の漁業の発展を図るため北海道における

漁港施設を速やかに整備する必要上、その修築に要する費用に關する国の負担又は補助の割合を引き上げる等の必要がある。」と、その理由がここにちよつと書いてございまして、例えば国の負担又は補助の割合に、大体お見通しとしては、北海道は従来よりほどのくらくら余計補助、負担を引上げて行くのであります。

○政府委員(山本豊君) 従来の補助率から三割五分程度引上げになるわけでありまして、これは御承知のように、例の港灣法との均衡の問題が前国会でありましたか、港灣法が通りまして、港灣法ではこれを当初から北海道は十割補助というものになつておつたのであります。そのときにも漁港がこれら率で、港灣法だけが全額補助をいたしますと、均衡を失するといつていろいろ議論になつておつたやうであります。然らば予算の上でどういふことになるか御懸念だらうと思つてあります。大体北海道は現在の公共事業の予算の結局配分の方法であります。北海道の公共事業を大分けいたしまして、そのうちで、北海道で具体的に漁港を選んできておるわけでありまして、我々といつても、漁港の予算が現在その十分でないのであります。併しこのことによつて内地が非常に圧縮を食うといふふうなことはないのであります。問題は又北海道の特長性を考慮いたしまして、港灣法の扱いと同じにするといふ点にあるわけでありまして。

○櫻内義雄君 私のお尋ねが無理なのですが、実際上は北海道に從來この程度出ておるが、これだけ今度の引上げで殖えるのだということが、本當は聞きたいのです。それから同時に、今次長のお話のように、それが内地のほうに影響があるかないかといふところに大きな懸念を持つのであります。その引上げによつて、水産庁としては予算がそれだけ殖えるだけの分は、従来よりも余計獲得できるという御確信を持つておられるのですか。

○政府委員(山本豊君) 現在すでに今、來年度の予算の折衝に入つておるのであります。ところが御承知のように、予算の扱いは北海道は開発庁という關係で、公共事業のやつは全部をこままとめて総額が一處出て来るわけでありまして、そこで内地のほうは内地のほうで別途に大體所定の方針に基いて予算の要求をやつておるわけでありまして。勿論北海道の漁港と内地の漁港と、結局漁港全体では幾らになるかといふことが結果として出て来るわけでありまして、北海道は北海道の漁港その他を加えまして開発庁が全体幾らといふふうな大枠がきまるわけでありまして。そういうふうな事情がありますから、間接的にはお話のような点もこれはなきにしもあらずと思つておられます。直接には一處区別をしてありますから、そのことによつて内地が非常に圧縮を食うといふふうなことはあり得ないであらうし、我々もそういうことのないやうに努力したいと思つておるわけでありまして。

○櫻内義雄君 今のお話で大體了承は行くのですが、そうすると、更に私少し懸念を持つております。といふ

○櫻内義雄君 今のお話で大體了承は行くのですが、そうすると、更に私少し懸念を持つております。といふ

のは北海道の開発庁ができる時に、この水産関係の問題について委員長からいろいろ質問をせられたのでありますが、今のお話を聞くと水産庁のほうにはいまだ殆んど権限がなく、開発庁任せだと、こういうふうにとれるのでありますが、そうなつて来ると、この法案の審議に際してはどうしても開発庁の人に来て頂いて、いろいろ私はお尋ねしたいと思ひますが、如何でありましょうか。

○政府委員(山本豊彦) 開発庁任せという意味ではないのでありますが、勿論漁港につきましても、現在水産庁の漁港課で全国の計画を立てておられます。又それに即座してやつておられるわけでありませぬ。ただ抜いて、それを一応二つに割つて北海道分については開発庁で、開発庁の門をくぐつて安本その他大蔵省と折衝する、そうして全体のひとつとして入つて行く。内地のほうについてはそういう中間団体がございませぬから、直接安本、大蔵省と話して行く勿論出発と最後においてはやはり漁港としては内地、北海道を通じて予算額になると思ひのでありますが、段取りを言いますと、北海道はその間に開発庁が狭まつて参るといふ、こういう意味であります。ただ将来開発庁がどのようになるかの問題は、こればまだ現在わかりませぬけれども、現状におきましては開発庁もできた早々でございませぬし、大体においては実体は水産庁のほうであつて、ただ手順として開発庁の介在があり、又開発庁の発言は若干あると思ひのでありますが、大体は水産庁の意向が相当にそのまま安本なり、大蔵省に伝わつてお

ると、こういうふうと思つておられます。こういうふうと思つておられます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私から申上げますが、あの時、私は開発庁の法案に対しては絶対に反対しておりました。その際、田中道知事の答弁は、北海道の水産に関するすべての計画は道知事において立てる、こういう工合に私が答弁があつた。その際、増田長官は、開発庁においても立てる、立てるが、大体その両方の案は十分勘案して一致するようにしたい、この初め言つておつた。あとでは大体北海道の立て方の基本として開発庁でやるというふうな答弁がありました。その辺のことを一つはつきりお伺ひしたい。

○説明員(林真治君) 私から補足的に申上げます。只今次長から御説明がありましたように、総括的に水産に関する問題、即ち漁港に関する問題といったしましては、農林省の外局であります水産庁が所管をしておられるわけでありませぬ。従ひまして先に御承認を得ましたいわゆる整理計画というふうなもの、これは私のほうで、私のほうで言ふと語弊がありますが、水産庁で原案の確立を見たわけでありませぬ。それから先ほど申上げました予算編成の問題につきましても、これは閣議の申合せによりましては、御承知のように公共事業全般につきましてもは経済安定本部が編成いたしました折衝をしておられるわけでありませぬ。各省はこれに對する資料の提供は内容的にやつておられるわけでありませぬ。現在の制度から行きますと、直接に予算の編成には参画はしてない。公共事業一本といたしましては経済安定本部がやつておられるわけであり

ます。これに對しまして北海道開発に關する公共事業費というものは予算編成の面から申しますと、経済安定本部でなく開発庁にあるわけでありませぬ。事業の認証に當りましては、その他の北海道以外の地域におきましては、各省が経済安定本部の認証を得て実施に移しておられる。そこで予算の組替えが行われるという、こういうことに相成つておられます。北海道に關しましては、開発庁の予算上から申しまして、先ほどのように北海道開発に關する公共事業費というので別枠になつております。総理府所管になつております。

これは勿論内容は各省と協議してやつておられるわけでありませぬ。従つて開発庁から安本の認証を得ましたものを、実施に當つては、直轄事業は開発庁に、その他補助事業については各省に予算の組替えが行われるわけでありませぬ。そこで北海道に關する現在の漁港修築事業は、これは御承知のように北海道管でやつておられます。即ち補助事業として扱つておられますので、農林省、水産庁に予算の組替えがありませぬ。私どものほうから補助金も交付して、実施に移しておられるわけでありませぬ。それから先ほどお話のございました内地と北海道との予算上における今後の問題というふうな点につきましても、先ほどのお話のようにそういう予算の編成に相成つておられます。関係上、表面的に申しますと、お互いに掣肘を受けるということになると思ひます。實質的に申しますと、それは法律上の問題になつておられます。いろいろ問題があると思ひますが、少くとも内地と北海道の漁港の問題について

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないかと考へておるのであります。又、丁度編成期でございませぬので、事業計画としてまあ我々はいろいろ進めておられるわけでありませぬ。この法律案が成立いたしますならば、それに従つて現在編成の途上にある予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておられますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであらう、こういうふうな考へておられます。

○玉柳實君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかに殆んど事務的な規定ばかりでありませぬが、別段私も異議はないのであります。この機会に關連して、ちよつと議題以外の点についてお伺ひしたいと思ひます。それは漁港法におきまします漁港審議会の存在価値につきましても、世とかくの批判を聞くのであります。水産庁におかれましては従来の実績から考へまして、漁港審議会は將來に亘つても存続すべき理由が大いにあるというふうにお考へなつておられますか、或いは將來のこと一つは腹論を聞いて十分研究して見ようと思つたようなお氣持を持つておられますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山本豊彦) 漁港審議会の扱ひ方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちが率直な意見を申述べますと、現在までのところはその予算の獲得であるとか、或いはこの漁港法に謳われておられます漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわけ

であります。ただ御承知のように漁港の予算は制限がございまして、而も全国的には非常に必要を感じておられます箇所が多いのでございまして、あつちこつちの各県から要望が非常に多いのであります。従つて漁港審議会の委員のかたは、只今これは全国で或る程度区域を割りまして、そこからの代表という意味で一人ずつ出てもらつておられる委員のかた、その海区から出ても、又地元にとつてもそのかたに頼るといふこともありまして、これは實際には審議の上で直接非常に影響を及ぼしていると思ひないのであります。第三者から見ると、そういうふうな噂も或いは出て来てるのではないかと、或いは思つておられるのではないかと、この委員会の構成等につきまして、或いは今後或る程度修正をして行かなくてはならぬやないか。現にここに川村さんが前におられまして、随分変な話であります。当初国会方面から一、二出るといふことで川村さんが出ておられたのであります。が、任期が満了になりました。今回は川村さんのあとには国会方面から出ないと思ひます。そういうふうなことであります。今後はいづゆる構成の問題につきましてもはやはり相当議論の他も頭に入れて考へなければならぬと思つておられます。審議会自体を今直ちに廃止する、そういうふうな考へは私としては現在持つていないのであります。ただこれをかくの批評を受けたいようにいふ面だけを更によく伸張させて行きまして、漁港政策の推進に役立たせて行きたいと、かように考へておられます。

○政府委員(山本豊彦) 漁港審議会の扱ひ方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちが率直な意見を申述べますと、現在までのところはその予算の獲得であるとか、或いはこの漁港法に謳われておられます漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわけ

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないかと考へておるのであります。又、丁度編成期でございませぬので、事業計画としてまあ我々はいろいろ進めておられるわけでありませぬ。この法律案が成立いたしますならば、それに従つて現在編成の途上にある予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておられますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであらう、こういうふうな考へておられます。

○玉柳實君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかに殆んど事務的な規定ばかりでありませぬが、別段私も異議はないのであります。この機会に關連して、ちよつと議題以外の点についてお伺ひしたいと思ひます。それは漁港法におきまします漁港審議会の存在価値につきましても、世とかくの批判を聞くのであります。水産庁におかれましては従来の実績から考へまして、漁港審議会は將來に亘つても存続すべき理由が大いにあるというふうにお考へなつておられますか、或いは將來のこと一つは腹論を聞いて十分研究して見ようと思つたようなお氣持を持つておられますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山本豊彦) 漁港審議会の扱ひ方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちが率直な意見を申述べますと、現在までのところはその予算の獲得であるとか、或いはこの漁港法に謳われておられます漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわけ

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないかと考へておるのであります。又、丁度編成期でございませぬので、事業計画としてまあ我々はいろいろ進めておられるわけでありませぬ。この法律案が成立いたしますならば、それに従つて現在編成の途上にある予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておられますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであらう、こういうふうな考へておられます。

○玉柳實君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかに殆んど事務的な規定ばかりでありませぬが、別段私も異議はないのであります。この機会に關連して、ちよつと議題以外の点についてお伺ひしたいと思ひます。それは漁港法におきまします漁港審議会の存在価値につきましても、世とかくの批判を聞くのであります。水産庁におかれましては従来の実績から考へまして、漁港審議会は將來に亘つても存続すべき理由が大いにあるというふうにお考へなつておられますか、或いは將來のこと一つは腹論を聞いて十分研究して見ようと思つたようなお氣持を持つておられますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山本豊彦) 漁港審議会の扱ひ方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちが率直な意見を申述べますと、現在までのところはその予算の獲得であるとか、或いはこの漁港法に謳われておられます漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわけ

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないかと考へておるのであります。又、丁度編成期でございませぬので、事業計画としてまあ我々はいろいろ進めておられるわけでありませぬ。この法律案が成立いたしますならば、それに従つて現在編成の途上にある予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておられますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであらう、こういうふうな考へておられます。

○玉柳實君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかに殆んど事務的な規定ばかりでありませぬが、別段私も異議はないのであります。この機会に關連して、ちよつと議題以外の点についてお伺ひしたいと思ひます。それは漁港法におきまします漁港審議会の存在価値につきましても、世とかくの批判を聞くのであります。水産庁におかれましては従来の実績から考へまして、漁港審議会は將來に亘つても存続すべき理由が大いにあるというふうにお考へなつておられますか、或いは將來のこと一つは腹論を聞いて十分研究して見ようと思つたようなお氣持を持つておられますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

第十部 水産委員会会議録第十号

昭和二十六年十一月二十四日 参議院

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないかと考へておるのであります。又、丁度編成期でございませぬので、事業計画としてまあ我々はいろいろ進めておられるわけでありませぬ。この法律案が成立いたしますならば、それに従つて現在編成の途上にある予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておられますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであらう、こういうふうな考へておられます。

○玉柳實君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかに殆んど事務的な規定ばかりでありませぬが、別段私も異議はないのであります。この機会に關連して、ちよつと議題以外の点についてお伺ひしたいと思ひます。それは漁港法におきまします漁港審議会の存在価値につきましても、世とかくの批判を聞くのであります。水産庁におかれましては従来の実績から考へまして、漁港審議会は將來に亘つても存続すべき理由が大いにあるというふうにお考へなつておられますか、或いは將來のこと一つは腹論を聞いて十分研究して見ようと思つたようなお氣持を持つておられますか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山本豊彦) 漁港審議会の扱ひ方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちが率直な意見を申述べますと、現在までのところはその予算の獲得であるとか、或いはこの漁港法に謳われておられます漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわけ

○秋山俊一郎君 二十八条の四項の第一号で、委員の選挙について従来は選挙によつて出て来ておつたのが、今度は推薦によるということになつておるようでありますが、この理由をもう一度御説明を頂きたいと思ひます。

○参議院議員(川村善八郎君) 特に漁村を代表する委員は、その選挙の方法を省略して、選挙によつて選任をされたような趣旨を失わない程度に、漁業協同組合の推薦によつて管理委員を市町村がこれを任命して行くというふうに変更したいと、こういうことになつておりますが、実は公選にいたしまする場合におきましては、もう御承知の通り選挙になりまして、相当時間的にも長くかからなければなりませんし、又、経費等の問題も相当にこれは町村の負担なり、或いは漁業協同組合なり或いは漁民の關係団体が負担をしなければならぬ。なかなか盛漁期に若し選挙に入りましては漁を休んでもその選挙をしなければならぬ、又その選挙期間に運動をしなければならぬといつたようなことで、相当煩瑣になる虞れと、時間の消費と、それから経費が非常にかかるといつたようなことでありますので、漁村においては中核団体であります協同組合が推薦した者であるならば、やはり漁民の選挙によるも同様でないかというやうなことでありますので、かような方法で今度はいわゆる推薦をして、任命をするというふうに変更するといふふうになつておるのであります。

○秋山俊一郎君 この問題は、表面から見ますと何か遊戻りをしてるやうな感じがあるのですが、今の御説明によりまして時間の問題及び費用の問題

は御尤もに存じますが、こういう意見が相当業者の間にあるのでございませぬか。

○参議院議員(川村善八郎君) 業者の間におきましては、やはり協同組合が推薦したほうがよいという声も相当聞かされておるのであります。なお国のほうからいたしましては、選挙によりますとこれは實際問題として相当に手続上の煩瑣があるのであります。かやうでありますので協同組合がいわゆる推薦したという場合は、漁民が選挙によつたも同様でありますので、そういう煩瑣を避ける。或いはこの漁港の管理は一カ町村に一つの場台もありませんし、又三つの場合もある。それから其だしきに至りましては、北海道のごときは四つも五つもあるところがある。こういうふうになりまして、これらを一々管理することをするたんに、選挙をしておりまして、非常な漁業協同組合が、つまり漁民も迷惑をこうむるといつたやうなことから、その漁港の管理は漁業協同組合が中心となる場台が多いのでありますから、そうした今のような公選の煩瑣を省略して、その地元の漁業協同組合が、いわゆる漁港にありますが漁業協同組合が推薦をしたほうがむしろ民主的でないかと、かやうに考えて改正したのであります。

○秋山俊一郎君 御趣旨はわかりました。わかりました。市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴するといふことになつておりますが、協同組合が意見を述べる場合には総会なら総会でその推薦する者をきめるか何かしないかと、協同組合の一部の人間が推薦したのじや困ると思ひますが、そういうこと

は何か協同組合のほうにあるのでございませぬか。

○参議院議員(川村善八郎君) 勿論重要な役割をなす管理委員を決定するのでありますから、ただ単に役員会においてこれを推薦するとかというやうなことをせずに、でき得れば総会でありますが、総会と言へば何千人といつたやうなところもありませんので、これ又漁業協同組合の事務の煩瑣と経費の問題もありませんので、少くも二百人以上のところは総代会が決定されておりますので、その総代会がいわゆる、総会に代るべき総代会で推薦するという建前です。やらなければならぬと、かやうに考へておられます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませぬか。

○秋山俊一郎君 ちよつと法文を見ておられますから待つて下さいませぬか。……お伺ひしますが、そういうやうな場合は、漁業協同組合がその委員を推薦するといふことについて、この水産業協同組合法に何か諷つた個所がございませぬか。

○参議院議員(川村善八郎君) 水産業協同組合法にはありません。恐らくこの法律が改正されますといふと、あの協同組合の定款の上に何かこれを現わさなきやならんじやないか、かやうに考へておられます。

○秋山俊一郎君 これは場合によつては問題を譲す真れがあると思ひるので。何かそこにはつきりした筋途が通つておりませぬと、協同組合が今言つたやうな経費の節減で簡便な方法をとりますといふ、異論が出て来て、地方によつてはスムーズに行くところがあつたが、地方によつてはなかくや

ましくなる問題もあると思ひますが、私もまだこの協同組合法を調べておりませぬけれども、何かそういう重要な事項について総会とか或いは総代会とかいつたやうな規定があるはずであります。ただここに委員を推薦するといふ何があるかどうかといふことをまだ見出し得ないのですけれども。

○委員長(木下辰雄君) そういうやうなのは協同組合法にありませんけれども、重要事項に対しては総会若しくは総代会を開くことに大体なつておりますので、管理委員を推薦してもらいたいという申込がありましたら、これは重要事項として現在の法律でも組合の総会若しくは総代会を開くだろと思ひます。

○秋山俊一郎君 そいういふふうなお取計らいになるならば承ります。今後この問題はいい加減にやると問題を起しやす点だと思ひますので……

○参議院議員(川村善八郎君) 今秋山さんの御意見至極御尤もであります。勿論この法律が改正されますと、いわゆる漁業協同組合の末端まで行き渡るやうに、これは水産庁からよく指導をしなければならぬ。又勿論、都道府県にもこの旨を十分会得せしめて指導させるやうな方法で以て万遺憾なきを期したいと、かやうに考へております。

【賛成者挙手】

○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。よつて本法案は原案通り可決いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思ひますが、御異議ございませぬか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思ひます。それでは討論に入ります。御意見がなければ採決いたします。

十一月二十二日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十一月二十日)

一、漁港法の一部を改正する法律案(衆)

一、水産資源保護法案(衆)

多数意見者署名
千田 正 櫻内 義雄
秋山俊一郎 玉柳 實
○委員長(木下辰雄君) 本日はこれにて散会いたします。
午後一時十三分散会